

議案第 16 号

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

東近江市コミュニティセンター条例（平成 17 年東近江市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立平田コミュニティセンターの部を次のように改める。

東近江市立平田コミュニティセンター	ホール 1	350 円
	ホール 2	350 円
	会議室	200 円
	多目的室	350 円
	和室	200 円
	調理実習室	350 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。